

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年（2024年）9月24日付け令6秘書第70号で行った公文書開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和5年9月12日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、「山口県副知事の公用パソコン（メールサーバー）にて送受信されたメール（今年4月～8月まで）」に係る公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書として、計73通の公用メールを特定し、令和6年（2024年）9月24日付けで、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年10月25日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

令和6年9月24日付け令6秘書第70号の公文書開示決定（以下「本件処分」という。）は、処分行政庁である山口県知事（以下「実施機関」という。）と審査請求人との間では、公文書該当性の解釈・公開範囲に係る見解の相違がある。今回開示された公用メール以外にも不開示扱いされた公用メールの存在及び開示義務が生じている公用メールが含まれている可能性があることから、山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）にて実施機関が保有する公用メールのインカメラ審査を求めたい。なお、既に開示されている公用メールに対しては、審査請求人が不服を申し立てる部分はない。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

(省略)

第5 審査会の判断

1 条例第2条第2項について

条例第2条第2項では、公文書の定義について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと規定している。

また、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味するとされ、したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階の資料等は、これに当たらないとされている。

さらに、個別の文書が「実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当するかどうかは、当該文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況及び当該文書の保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して判断すべきものとされており、電子メールについては、実施機関の職員のメールボックスに保存された電子メールで、かつ、職員が職務の遂行者としての公的立場において作成・取得したもののうち、

ア 職員が送受信者の一方当事者となり、かつ、当該職員あるいはその相手方が2人以上の職員を送信先（カーボンコピー、ブラインドカーボンコピーを含む。）として選定して送受信されたものであって、実質的にみて、組織において業務上必要なものとして利用・保存されていると認められるもの。

イ 職員が送受信者の一方当事者となり、1人の職員のみを相手方として送受信されたもののうち、

- ① 当該電子メール自体が転送先のパソコンや共有フォルダなど他の記録媒体や保存領域に保存されている、あるいは当該電子メールがプリントアウトされて保存されているもの
- ② 当該電子メールが他の記録媒体や保存領域に保存等されていなくても、当該メールの内容を敷衍して、送受信者の一方が関係者に電子メールを送受信している、関係職員から報告を受けて電子メールで報告している場合など、当該電子メールのその後の利用状況から、実質的にみて、組織において業務上必要なものとして利用・保存されていると認められるもの。

が、公文書に該当するものとされている。（大阪地裁平成28年9月9日判決（平成

26年（行ウ）第286号 非公開決定処分取消等請求事件）、大阪高裁平成29年9月22日判決（平成28年（行コ）第282号 非公開決定処分取消等請求控訴事件）（最高裁上告不受理により確定）参照）

2 本件処分の妥当性について

本件では、本件請求の対象期間に山口県副知事の公用パソコンで送受信された電子メールについて、実施機関が開示したもの以外に公文書に該当するものはないと実施機関が判断したことの妥当性が争点となっていることから、審査会において、実施機関に、公文書に該当しないと判断した電子メールの提出を求め、上記1を踏まえ、インカメラ審理により実際に見分を行った結果、以下の通りであった。

ア 副知事が受信した電子メール

副知事の知人から送信された単なるお礼や、時候の挨拶で、職務上作成してはいるが、業務との関わりに乏しい事務的、単発的な事項の伝達を行うものであり、実施機関の他の職員に転送されておらず、副知事の個人的な検討段階で使用される範疇にとどまるものと見受けられた。

以上から、副知事が受信した当該電子メールは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに該当するとは認められない。

イ 副知事が送信した電子メール

実施機関の外部に所属する副知事の知人への挨拶や近況連絡で、実施機関の他の職員に転送されておらず、副知事の個人的な検討段階で使用される範疇にとどまるものと見受けられた。また、審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、副知事以外の実施機関の職員に共有されていないとのことであった。

以上から、副知事が送信した当該電子メールも、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに該当するとは認められない。

よって、本件請求の対象期間中に副知事が送受信した電子メールについて、実施機関が公文書として特定したもの以外に公文書に該当するものはないとして本件処分を行った実施機関の判断に、誤りがあったとは認められない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 6年12月24日	実施機関から諮問を受けた。
令和 7年12月12日	事案の審議を行った。
令和 8年 2月19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
通 山 和 史	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和8年2月19日現在）